

本書は、税理士試験〔財務諸表論〕の受験生を対象に作成されたものです。

会計理論の基礎的な内容から応用発展的な内容まで、財務諸表論を学習されている皆さんに必要な最小限の努力で最大限の成果を上げて頂けるよう過去の税理士試験を徹底分析した上、内容を厳選・精査致しました。

内容は分かっているはずなのに得点が伸びない、暗記はしているはずなのに解答ができない、といった経験をされている方もいらっしゃるのではないのでしょうか。

合格のために必要な要素として、問題文の読み取りを可能とする『理解』と正確な『暗記』をそろえることが重要とされます。また、『理解』と『暗記』を得点に結びつけるために『実践』練習も必須の要素となります。

いずれのピースが欠けてもパズルは完成致しませんので、本書を有効活用いただくことですべてのピース（『理解』『暗記』『実践』の3つの要素）をそろえ、パズルを完成していただきたいと思います。

また、財務諸表論を初めて学習される方だけでなく、以前に財務諸表論の学習経験がある方も本書に収容されている問題を完全に理解できるまで繰り返し解答していただくことが合格への一助となることを確信しております。

本書を活用して頂くことにより、受験生の皆さんが合格に必要な得点を確実に突破され、見事合格されることを祈念してやみません。

なお、本書は2024年5月1日現在の施行法令に基づいて作成しております。

資格の大原 税理士講座

Subject.1

学習の効率化を図った構成

本書は、会計理論の基本的論点を項目別に区別し、会計基準等の穴埋め問題編、演習問題編及び過去問題編の3部構成となっており、学習項目、学習時期及び学習レベルに応じた利用が可能となっています。

学習レベルに応じて効率的に解答を！

「会計原則及び会計基準の穴埋め問題」

(1) 空欄 から に当てはまる適切な語句を答えなさい。

「会計基準に沿った基本問題」

- (2) 下線部(ア)の意味について、簡潔に説明しなさい。
 (3) 下線部(イ)に関連して、引当金（負債）の計上と引当金繰入（費用）の計上との因果関係について簡潔に説明しなさい。
 (4) 引当金を計上する根拠として代表的なものを、2つ答えなさい。
 (5) 引当金を計上する目的を簡潔に説明しなさい。

「新基準及び複数の項目と関連した応用問題」

- 2 評価性引当金と減価償却累計額との類似点及び相違点を簡潔に説明しなさい。
 3 修繕引当金に関する以下の2つの間に答えなさい。
 (1) 修繕引当金の計上根拠について説明しなさい。
 (2) 修繕に係る費用を引当金を用いて処理するのではなく、当該固定資産の評価勘定を用いて処理する見解がある。この見解について説明しなさい。

Subject.2

過去20年分の本試験を収録

税理士試験を受験する上で、過去の本試験の出題レベルや出題傾向を知ることが非常に重要であり、合格への近道といっても過言ではありません。本書を利用することで、過去20年分の本試験を確認できます。

Subject.3

新会計基準などの最新情報を反映

会計基準の改正等に対応していますので、本書に従い学習して頂ければ最新の内容に沿った学習が可能です。(2024年5月現在)

Subject.4

重要語句の暗記に便利な赤シート

本書は、解答上必要とされる会計原則や会計基準の重要語句を赤字表記にしてあります。付属のシートを使用し、赤字表記部分を隠すことで、各理論の出題可能性が高い箇所を確認することが可能となります。(電子書籍版は赤シートに対応していません)

赤シートで暗記 Check !

企業会計原則・同注解

第一 一般原則

一 企業会計は、企業の **財政状態** 及び **経営成績** に関して、**真実な報告** を提供するものでなければならない。

二 企業会計は、 につき、正規の簿記の原則に従って、**正確な会計帳簿** を作成しなければならない。

三 と とを明瞭に区別し、特に **資本剰余金** と **利益剰余金** とを混同してはならない。

解答に必要な重要語句

赤シートで確認

本問題集では、本試験で合格する実力を養成するために、「会計基準等の穴埋め問題編」、「演習問題編」、「過去問題編」の3部構成となっております。

Point.1

会計基準等の穴埋め問題編

会計基準等の穴埋め問題編では、本試験で「会計原則及び会計基準の穴埋め問題」として出題される可能性が高い箇所を中心に穴埋めをしています。付属のシートを使用して頂ければ、電車の中など時間に余裕がある時に確認することができます。

Point.2

演習問題編

演習問題編では、本試験で「会計基準に沿った基本問題」及び「新基準及び複数の項目と関連した応用問題」が出題された場合の、解答作成能力を養成する問題となっています。演習問題編は、問題・解答解説・答案用紙という構成になっています。以下に掲げる要領で利用してください。

STEP.1 問題

問題は熟読し、出題者が何を解答として要求しているのかを、まず把握します。一読して解答が思い浮かばない場合でも、すぐに解答を見ずに、本試験だと思いじっくりと考えましょう。そして、次に解答の組み立てをメモして答案用紙に解答します。

STEP.2 答案用紙

答案用紙は、試験委員に自分の実力をアピールする手段です。始めに答案用紙で行数などを把握し、試験委員が要求する的確な解答ができるようにしましょう。

STEP.3 解答解説

実際に答案を作成したら解答と比較しましょう。解答についてはその問題に対して答えるべきキーワードをゴシック体であらわしておりますので、自己採点を行うときに、自分が解答した答案用紙にキーワードが抜けていないかどうかを確認しましょう。なお、合格点は、7割です。

Point.3

過去問題編

過去問題編では、実際に本試験で出題された問題を収録しています。実際の本試験の問題に触れることで、本試験の出題レベルをつかみ取って頂きたいと思います。また、過去問題の傾向を探ることで、本試験の出題傾向が把握できると思います。

Point.4

解答用紙の利用方法

巻末に「解答用紙」がございますので、A4サイズにコピーしてお使いください。「解答用紙（A4サイズ）」は、資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア内の「解答用紙DLサービス」よりダウンロードすることも可能です。

<https://www.o-harabook.jp/>
資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストア

Point.5

資格の大原書籍販売サイト 大原ブックストアをチェック！

解答用紙・チェックリストがダウンロードできる！

印刷して、解き直しやチェックリストにご利用いただけます。
※一部の教材を除く

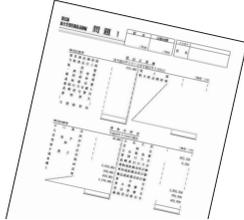
1 トップページから「解答用紙DLサービス」
→「ダウンロードはこちら」をクリック



2 「税理士」からダウンロードする
書籍名をクリック



3 印刷



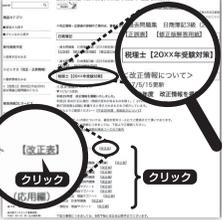
法令等の改正に対応！

改正時には、大原ブックストアで本書掲載内容に関する法令改正に伴う修正を公開します。
改正後の問題や解答をいち早くキャッチできます！！
また、細心の注意を払って作成しておりますが、
万が一、訂正が生じた場合には正誤表も合わせて掲載いたします。

1 トップページから「トピックス(改正・正誤情報)」
→「最新情報を見る」をクリック



2 「税理士」の項目から書籍名を確認して、
【改正表】をクリック



3 印刷できます



本試験の出題分析

本試験では、主に「会計原則及び会計基準の穴埋め問題」、「会計基準に沿った基本問題」、「新基準及び複数の項目と関連した応用問題」の3つから出題されます。また、近年では会計基準の詳細や基本的内容の理解を問うための記号選択問題、事例による金額推定問題が多くの問題で出題されています。

例：第60回本試験〔第二問〕

引当金に関する以下の問に答えなさい。

- 1 次の文章は、企業会計原則注解18から抜粋したものである。これに関して、以下の5つの問に答えなさい。

(ア) ① であつて、その ② し、 ③ 、かつ、その ④ 場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、…(以下略)。

「会計原則及び会計基準の穴埋め問題」

- (1) 空欄 ① から ④ に当てはまる適切な語句を答えなさい。

「会計基準に沿った基本問題」

- (2) 下線部(ア)の意味について、簡潔に説明しなさい。
(3) 下線部(イ)に関連して、引当金（負債）の計上と引当金繰入（費用）の計上との因果関係について簡潔に説明しなさい。
(4) 引当金を計上する根拠として代表的なものを、2つ答えなさい。
(5) 引当金を計上する目的を簡潔に説明しなさい。

「新基準及び複数の項目と関連した応用問題」

- 2 評価性引当金と減価償却累計額との類似点及び相違点を簡潔に説明しなさい。
3 修繕引当金に関する以下の2つの問に答えなさい。
(1) 修繕引当金の計上根拠について説明しなさい。
(2) 修繕に係る費用を引当金を用いて処理するのではなく、当該固定資産の評価勘定を用いて処理する見解がある。この見解について説明しなさい。

解答作成上の注意点

・ 問題文に対し直接的に答えること

問題を見たら、まず、何が問われているのか（根拠・目的・意味など）をよく考え、そのポイントが何かを見極めなければなりません。ここで慌てて設問の意味を取り違えたり、また、ポイントから外れたことをいくら書いても合格点は得られません。

設例：引当金を計上する目的を簡潔に説明しなさい。

適切な解答

引当金を計上する目的は、収益に対応する費用を正しく割り当て、適正な期間損益計算を行うことである。

誤った解答

引当金は、将来の特定の費用又は損失であり、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、金額を合理的に見積ることができる事を要件とする。

・ 会計用語は正確に解答すること

本試験の解答でも、会計用語のミスについては、おそらく数点の減点がされるものと思われます。税理士試験は、税理士となるのに必要な学識を有するかを問われる試験ですので会計用語を正確に覚えて解答できるようにしましょう。

設例：有価証券の保有目的区分をすべて解答しなさい。

適切な解答

有価証券の保有目的区分は、売買目的有価証券、**満期保有目的の債券**、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券をいう。

誤った解答

有価証券の保有目的区分は、売買目的有価証券、**満期保有目的の債権**、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券をいう。

・ 文末を体言止めで終わりにしない

本試験では、問われている内容に対して自分の考えを文章にして解答する必要があります。そのため、問われている内容に対して、会計用語のみ解答するのではなく、しっかりと自分が理解しているということを試験委員に説明するつもりで解答を作成しましょう。

設例：資産の定義について説明しなさい。

適切な解答

資産の定義とは、過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源である。

不適切な解答

経済的資源

I 会計基準等の穴埋め問題編

	問題頁数	チェック		
企業会計原則・同注解	2			
金融商品に関する会計基準	6			
棚卸資産の評価に関する会計基準	10			
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	12			
リース取引に関する会計基準	13			
固定資産の減損に係る会計基準	14			
研究開発費等に係る会計基準	16			
退職給付に関する会計基準	18			
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準	20			
株主資本等変動計算書に関する会計基準	21			
自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準	21			
税効果会計に係る会計基準	23			
資産除去債務に関する会計基準	24			
企業結合に関する会計基準	26			
事業分離等に関する会計基準	27			
連結財務諸表に関する会計基準	28			
中間財務諸表に関する会計基準	29			
ストック・オプション等に関する会計基準	30			
外貨建取引等会計処理基準	31			
包括利益の表示に関する会計基準	32			
会計上の見積りの開示に関する会計基準	33			
会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準	34			
収益認識に関する会計基準	36			
時価の算定に関する会計基準	37			

II 演習問題編

	問題番号	重要度	問題頁数	チェック		
一般原則	問題 1	B	41			
損益計算論 1 (総論)	問題 2	A	45			
損益計算論 2 (各論)	問題 3	C	49			
損益計算論 3 (収益認識)	問題 4	A	54			

貸借対照表総論、資産総論 1	問題 5	C	62		
資産総論 2	問題 6	B	69		
金融商品 1	問題 7	A	73		
金融商品 2	問題 8	A	77		
棚卸資産	問題 9	A	80		
固定資産 1	問題10	C	87		
固定資産 2	問題11	B	91		
固定資産 3、収益性の低下、リース会計	問題12	A	97		
繰延資産、研究開発費等	問題13	B	101		
負債会計 1	問題14	B	107		
負債会計 2	問題15	A	111		
純資産会計	問題16	A	115		
財務諸表論の基礎概念（会計観）	問題17	B	119		
ストック・オプション会計	問題18	C	124		
税効果会計	問題19	B	129		
外貨建取引	問題20	C	134		
企業結合会計・事業分離会計	問題21	A	140		
連結財務諸表	問題22	A	146		
包括利益の表示	問題23	A	150		
キャッシュ・フロー計算書	問題24	B	156		
会計上の変更及び誤謬の訂正	問題25	B	162		
概念フレームワーク	問題26	A	168		

Ⅲ 過去問題編

	問題頁数
第54回 税理士本試験問題・解答	177
第55回 税理士本試験問題・解答	181
第56回 税理士本試験問題・解答	185
第57回 税理士本試験問題・解答	189
第58回 税理士本試験問題・解答	193
第59回 税理士本試験問題・解答	197
第60回 税理士本試験問題・解答	201
第61回 税理士本試験問題・解答	205
第62回 税理士本試験問題・解答	209
第63回 税理士本試験問題・解答	214
第64回 税理士本試験問題・解答	221

第65回	税理士本試験問題・解答	227
第66回	税理士本試験問題・解答	232
第67回	税理士本試験問題・解答	239
第68回	税理士本試験問題・解答	246
第69回	税理士本試験問題・解答	253
第70回	税理士本試験問題・解答	264
第71回	税理士本試験問題・解答	271
第72回	税理士本試験問題・解答	279
第73回	税理士本試験問題・解答	287

コラム（素朴な疑問）

財務諸表論の受験生が理解しにくい項目や難しい考え方を時間をかけず、コンパクトに理解していただくために作成しました。楽しみながら学習上の疑問点を解決できるように、会話形式で作成されていますので、勉強の息抜きとしてお読みいただければ幸いです。

・素朴な疑問①（棚卸資産について）	86
・素朴な疑問②（自己金融効果について）	96
・素朴な疑問③（繰延資産について）	105
・素朴な疑問④（資本について）	118
・素朴な疑問⑤（財務分析について）	155

理論問題

I 会計基準等の穴埋め問題編

企業会計原則・同注解

第一 一般原則

- 一 企業会計は、企業の **財政状態** 及び **経営成績** に関して、**真実な報告** を提供するものでなければならない。
- 二 企業会計は、**すべての取引** につき、正規の簿記の原則に従って、**正確な会計帳簿** を作成しなければならない。
- 三 **資本取引** と **損益取引** とを明瞭に区別し、特に **資本剰余金** と **利益剰余金** とを混同してはならない。
- 四 企業会計は、**財務諸表** によって、利害関係者に対し必要な会計事実を **明瞭に表示** し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。
- 五 企業会計は、その **処理の原則及び手続** を **每期継続** して適用し、**みだりに** これを変更してはならない。
- 六 企業の財政に **不利な影響** を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて **適当に健全な会計処理** をしなければならない。
- 七 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために **異なる形式の財務諸表** を作成する必要がある場合、それらの内容は、**信頼しうる会計記録** に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の **真実な表示** をゆがめてはならない。

注解・注1

企業会計は、定められた会計処理の方法に従って正確な計算を行うべきものであるが、企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する **利害関係者の判断を誤らせない** ようにすることにあるから、**重要性の乏しいもの** については、本来の **厳密な会計処理** によらないで **他の簡便な方法** によることも、**正規の簿記の原則** に従った処理として認められる。

重要性の原則は、財務諸表の **表示** に関しても適用される。

第二 損益計算書原則

(損益計算書の本質)

- 一 損益計算書は、企業の **経営成績** を明らかにするため、一会計期間に属する **すべての収益** とこれに **対応** する **すべての費用** とを記載して **経常利益** を表示し、これに **特別損益** に属する項目を加減して **当期純利益** を表示しなければならない。

A すべての「費用及び収益」は、その「支出及び収入」に基づいて計上し、その「発生した期間」に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、「未実現収益」は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。

前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。

B 費用及び収益は、「総額」によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に「相殺」することによってその全部又は一部を損益計算書から「除去」してはならない。

C 費用及び収益は、その「発生源泉」に従って「明瞭に分類」し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを損益計算書に「対応表示」しなければならない。

(損益計算書の区分)

二 損益計算書には、「営業損益計算」、「経常損益計算」及び「純損益計算」の区分を設けなければならない。

A 「営業損益計算」の区分は、当該企業の「営業活動」から生ずる費用及び収益を記載して、「営業利益」を計算する。

二つ以上の営業を目的とする企業にあつては、その費用及び収益を主要な営業別に区分して記載する。

B 「経常損益計算」の区分は、「営業損益計算」の結果を受けて、利息及び割引料、有価証券売却損益その他「営業活動」以外の原因から生ずる損益であつて「特別損益」に属しないものを記載し、「経常利益」を計算する。

C 「純損益計算」の区分は、「経常損益計算」の結果を受けて、前期損益修正額、固定資産売却損益等の「特別損益」を記載し、「当期純利益」を計算する。

(営業利益)

三

B 売上高は、「実現主義の原則」に従い、商品等の販売又は役務の給付によって「実現」したものに限る。

E 同一企業の各経営部門の間における商品等の移転によって発生した「内部利益」は、売上高及び売上原価を算定するに当たって「除去」しなければならない。

F 営業利益は、売上総利益から「販売費及び一般管理費」を控除して表示する。「販売費及び一般管理費」は、適当な科目に分類して営業損益計算の区分に記載し、これを売上原価及び期末たな卸高に算入してはならない。

第三 貸借対照表原則

(貸借対照表の本質)

一 貸借対照表は、企業の **財政状態** を明らかにするため、貸借対照表日における **すべての資産**、**負債及び資本** を記載し、株主、債権者その他の利害関係者にこれを正しく表示するものでなければならない。ただし、**正規の簿記の原則** に従って処理された場合に生じた **簿外資産** 及び **簿外負債** は、**貸借対照表の記載外** におくことができる。

A 資産、負債及び資本は、適当な **区分**、**配列**、**分類** 及び **評価** の基準に従って記載しなければならない。

B 資産、負債及び資本は、**総額** によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを **相殺** することによって、その全部又は一部を貸借対照表から **除去** してはならない。

C 受取手形の割引高又は裏書譲渡高、保証債務等の偶発債務、債務の担保に供している資産、発行済株式1株当たり当期純利益及び同1株当たり純資産額等企業の財務内容を判断するために重要な事項は、貸借対照表に注記しなければならない。

D **将来の期間に影響する特定の費用** は、次期以後の期間に **配分** して処理するため、経過的に貸借対照表の **資産の部** に記載することができる。

注解・注15

「**将来の期間に影響する特定の費用**」とは、すでに **代価の支払が完了** し又は **支払義務が確定** し、これに対応する **役務の提供を受けた** にもかかわらず、その **効果が将来にわたって発現** するものと期待される費用をいう。

これらの費用は、その **効果** が及ぶ数期間に合理的に **配分** するため、経過的に貸借対照表上 **繰延資産** として計上することができる。

(貸借対照表の区分)

二 貸借対照表は、資産の部、負債の部及び資本の部の三区分に分ち、さらに資産の部を流動資産、固定資産及び繰延資産に、負債の部を流動負債及び固定負債に区分しなければならない。

(貸借対照表の配列)

三 資産及び負債の項目の配列は、原則として、**流動性配列法** によるものとする。

(貸借対照表科目の分類)

四 資産、負債及び資本の各科目は、**一定の基準** に従って **明瞭に分類** しなければならない。

(資産の貸借対照表価額)

五 貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の **取得原価** を基礎として計上しなければならない。

資産の **取得原価** は、資産の種類に応じた **費用配分の原則** によって、各事業年度に **配分** しなければならない。有形固定資産は、当該資産の **耐用期間** にわたり、定額法、定率法等の一定の **減価償却** の方法によって、その **取得原価** を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の **有効期間** にわたり、一定の **減価償却** の方法によって、その **取得原価** を各事業年度に **配分** しなければならない。

A 商品、製品、半製品、原材料、仕掛品等のたな卸資産については、原則として **購入代価** 又は製造原価に引取費用等の **付随費用** を加算し、これに **個別法**、**先入先出法**、**後入先出法**、**平均原価法** 等の方法を適用して算定した **取得原価** をもって貸借対照表価額とする。

D 有形固定資産については、その **取得原価** から **減価償却累計額** を控除した価額をもつて貸借対照表価額とする。有形固定資産の **取得原価** には、原則として当該資産の引取費用等の **付随費用** を含める。現物出資として受入れた固定資産については、出資者に対して交付された **株式の発行価額** をもって **取得原価** とする。

償却済の有形固定資産は、除却されるまで残存価額又は備忘価額で記載する。

F 贈与その他無償で取得した資産については、**公正な評価額** をもって **取得原価** とする。

注解・注18

将来の特定の費用又は損失 であって、その **発生が当期以前の事象に起因** し、**発生の可能性が高く**、かつ、その **金額を合理的に見積る** ことができる場合には、**当期の負担** に属する金額を **当期の費用又は損失** として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の **負債の部** 又は **資産の部** に記載するものとする。

製品保証引当金、売上割戻引当金、返品調整引当金、賞与引当金、工事補償引当金、退職給与引当金、修繕引当金、特別修繕引当金、債務保証損失引当金、損害補償損失引当金、貸倒引当金等がこれに該当する。

発生の可能性の低い 偶発事象に係る費用又は損失については、引当金を計上することはできない。

理論問題

II 演習問題編

応用…問題及び解答の一部に **応用** を付している箇所があります。暗記のみでは対応が困難な論点や、より理解を深めるためにチャレンジしていただきたいプラス α の項目に **応用** を付しています。

問題 1 一般原則

問 1 次の文章に関連して以下の各問に答えなさい。

企業会計原則 一般原則五

企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。

- 1 企業会計においては、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の中から、各企業の合理的な判断に基づき最も適合するものを選択適用することが認められている。なぜ、このような選択適用が認められているか説明しなさい。
- 2 企業が財務的健全性を保つため、二つ以上の会計処理の原則又は手続の中から最も適合するものを選択適用する場合に配慮すべき点を説明しなさい。
- 3 企業会計上、継続性が真実性の原則にとってどのような意義を有するかについて説明しなさい。
- 4 下線部について変更が妥当とされる場合を指摘しなさい。
- 5 上記 4 に該当するものとして、二つの場合が考えられるが、「会計基準等の改正に伴う会計方針の変更」以外に変更が認められるための要件を二つ述べなさい。

問 2 次の文章に関連して以下の各問に答えなさい。

企業会計原則 一般原則四

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

- 1 明瞭性の原則が必要とされる理由を述べなさい。
 - 2 明瞭に表示するための具体的方法を 5 つ指摘しなさい。
- 問 3 利害関係者に真実な報告を行うためには、厳密な処理及び表示を行うべきであるが、重要性の乏しいものについては、簡便な処理及び表示が認められている。そこで、簡便な処理が認められている理由について述べなさい。

解答

問 1

1

企業は業種・業態等が多様であるから、画一的な会計処理の原則又は手続を強制すると、企業の実状を適切に財務諸表に反映できない場合があるためである。②

2

2

他の諸原則が守られている枠内で、①収益はできるだけ確実なものだけを計上し、費用・損失は細大もらさず計上することによって、利益をできるだけ控えめに計算し、①資金の社外流出を防ぐように配慮すべきである。①

3

3

真実性の原則による会計報告は、有用性と信頼性のある報告である。②そこで、継続性の原則は、いったん選択した会計処理の原則などを継続適用することで財務諸表に期間比較性をもたせることにより会計報告の有用性を確保し、①利益操作を排除することにより会計報告の信頼性を確保することができる。①

4

4

正当な理由がある場合である。②

2

5

会計方針の変更が企業の事業内容又は企業内外の経営環境の変化に対応して行われることである。①
会計方針の変更が会計事象等を財務諸表に、より適切に反映するために行われることである。①

1

1

問 2

1

今日における資本と経営の分離による不在投資家の発生、企業の大規模化に伴う利害関係者の種類の多様化及び増加を背景とし、①企業が公表する財務諸表はそれら利害関係者に対する必要不可欠な情報手段となり、①必要な会計事実をその財務諸表を通じて明瞭に表示するために明瞭性の原則は必要とされる。①

3

2

区分表示①	総額表示①	科目の概観性①
注記①	附属明細表①	

5

問 3

企業会計が目的とするところは、企業の財務内容を明らかにし、企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないようにすることにあるから、②重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらないで他の簡便な方法によることも、正規の簿記の原則に従った処理として認められるためである。②

4

計25点

解説

問1

1

本問は、一つの会計事実について二つ以上の会計処理の原則又は手続の選択適用が認められている根拠について問われており、企業は業種・業態等が多様であることを出発点にして唯一の会計処理の原則又は手続のみ認めることに問題がある点を解答します。

2

本問は、「財務的健全性を保つ」という表現があるため保守主義の原則に関連した設問であることを読みとります。それを踏まえた上で二つ以上の会計処理の原則又は手続の中から、選択適用する際に配慮すべき点が問われているため、保守主義の観点から利益をできるだけ控えめに計算し、資金の社外流出を防ぐ点にあることを解答します。

3

本問では、継続性の原則と真実性の原則との関係について問われています。継続性の原則は、それが守られていることにより、財務諸表の期間比較性を確保し、経営者の利益操作を排除することができるため、これらが真実な報告として有用性と信頼性に繋がることを解答する必要があります。

4

継続性の原則により原則として会計処理の原則及び手続の変更は認められていませんが、正当な理由がある場合に限り「認められる方法」から「認められる方法」への変更が認められます。

5

省略

問2

1

明瞭性の原則は、財務諸表の表示面に関する基本原則です。企業の利害関係者の多くは、企業の経営を直接担うことがないため、企業の状況を直接把握することは困難です。そのため、利害関係者は、企業が作成した財務諸表を利用することにより企業の状況を把握することとなります。この場合、必要な会計事実をその財務諸表を通じて明瞭に開示するために明瞭性の原則は必要とされます。

2

明瞭表示の要請は、様々な形で具体化されますが、その主なものは以下のとおりです。

① 区分表示

損益計算書や貸借対照表を作成する場合、単純に科目を羅列するのではなく、一定の基準に従った区分表示をすべきである。

② 総額表示

損益計算書や貸借対照表を作成する場合、損益計算書であれば取引規模を明らかにするため収益と費用との相殺を禁じ、貸借対照表であれば財政規模を明らかにするため資産と負債・資本との相殺を禁じている。

③ 科目の概観性

財務諸表は、概要把握を必要とする利害関係者に対し作成されるものであるため、損益計算書や貸借対照表に示す科目は詳細過ぎるよりも、むしろ概観性を与えることが必要になる。

④ 注記

注記とは、損益計算書や貸借対照表の本文に対する補足説明である。

⑤ 附属明細表

附属明細表とは、損益計算書や貸借対照表の重要な項目についての明細表である。③で示したように、損益計算書や貸借対照表それ自体は概観性を与えられる一方で、それを補足する細目表示のために作成される。

問3

本問は、重要性の原則により簡便な処理が認められている理由について問われており、この場合、解答としては、企業会計が利害関係者に対する企業の状況に関する判断を誤らせないようにすることが目的であることを出発点にして、重要性の乏しいものについては簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った会計処理として認められている点を解答する必要があります。

なお、解答にあたっては企業の要する手間（コスト）を考慮した実務上の便宜的な原則であるということも想定されますが、それは簡便な処理を行うことによる有用性であるため、簡便な処理が認められる理由を解答する場合には、企業会計原則注解・注1の文章を元にして解答するのが良いでしょう。

📖 第61回本試験参照。

理論問題

Ⅲ 過去問題編

※ 過去問題については、出題当時における問題を掲載し、かつ解答についても、出題当時における準拠法令に従って作成しております。

回(年度)	問	題															
第54回 (平成 16年)	<p>【第一問】 -25点-</p> <p>次の文章は固定資産の会計処理について述べた文章である。下線部に関連して以下の各問に答えなさい。解答は答案用紙の所定の箇所に記入しなさい。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>事業用の固定資産は、一般に、その事業活動における使用とともに価値を減ずるものであり、これを①会計上、毎期継続して、計画的、規則的に認識・測定する方法が減価償却である。</p> <p>ただし、このような継続的な会計処理とは別に、②急激な価値の低下を認識・測定しなければならない場合もある。</p> </div> <p>1 ①でいう減価償却の意義を説明しなさい。</p> <p>2 ①の方法は、また「固定資産の流動化」効果もあると言われる。この意味を説明しなさい。</p> <p>3 ①において、価値の減少を把握するための基準（償却基準）としてどのようなものが考えられるか。典型的な基準を二つ示し、それぞれに基づく具体的な計算方法の特徴を説明しなさい。</p> <p>4 埋蔵資源が採掘される過程で当該資源に適用される会計方法について、(1)その名称を示すとともに、(2)減価償却との相違点及び共通点を説明しなさい。</p> <p>5 (1) ②における会計処理として、「臨時償却」及び「臨時損失」について説明しなさい。</p> <p style="padding-left: 2em;">(2) 上記二つの会計処理が対象とする価値低下とは異なる性質を持つもので、会計上、認識・測定すべきであると考えられる価値低下について説明しなさい。</p> <p>【第二問】 -25点-</p> <p>次の問1及び問2について、答案用紙の所定の箇所に解答を記入しなさい。</p> <p>問1 【資料】は、金融商品に係る会計基準（以下「基準」という。）において規定された有価証券の原則的な会計処理を要約したものである。これに関連して、次の(1)～(3)の間に答えなさい。</p> <p>【資料】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">有価証券の分類</th> <th style="width: 33%;">適用される評価基準</th> <th style="width: 33%;">評価差額の処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I. 売買目的有価証券</td> <td>時 価</td> <td>当期損益に計上</td> </tr> <tr> <td>II. 満期保有目的の債券</td> <td>償却原価</td> <td>評価差額は生じない</td> </tr> <tr> <td>III. 子会社及び関連会社株式</td> <td>取得原価</td> <td>評価差額は生じない</td> </tr> <tr> <td>IV. その他有価証券</td> <td>時 価</td> <td>資本の部に計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 「基準」において示された金融資産の評価に関する基本的考え方の要点を、3点にまとめ、簡潔に説明しなさい。</p> <p>(2) 「基準」が、【資料】に示されるような評価基準の適用と評価差額の処理を</p>		有価証券の分類	適用される評価基準	評価差額の処理	I. 売買目的有価証券	時 価	当期損益に計上	II. 満期保有目的の債券	償却原価	評価差額は生じない	III. 子会社及び関連会社株式	取得原価	評価差額は生じない	IV. その他有価証券	時 価	資本の部に計上
有価証券の分類	適用される評価基準	評価差額の処理															
I. 売買目的有価証券	時 価	当期損益に計上															
II. 満期保有目的の債券	償却原価	評価差額は生じない															
III. 子会社及び関連会社株式	取得原価	評価差額は生じない															
IV. その他有価証券	時 価	資本の部に計上															

要求しているのはどのような理由によるものか、I～IVの有価証券ごとに説明しなさい。なお、解答においては、強調したい用語に下線を引くこと。

- (3) その他有価証券については、【資料】に示された原則的な会計処理によらず、時価が取得原価を上回る銘柄の評価差額は資本の部に計上し、時価が取得原価を下回る銘柄の評価差額は損益計算書に計上する方法によることもできるとされている。このような代替的会計処理が認められている理由を、簡潔に説明しなさい。

問2 次の文章は、株式及び債券に関する商法上（商法施行規則を含む。以下同じ。）の会計処理等を説明したものである。これに関連して、次の(1)及び(2)の間に答えなさい。

(I) 市場価格のある株式及び債券で時価の変動により利益を得る目的で保有するものについては、貸借対照表の ① の部に記載しなければならない。これらの株式及び債券には、時価を付するものとするができる。

(II) 上記(I)以外の市場価格のある株式及び債券につき時価を付するものとした場合、当該資産の評価差額金のうち、損益計算書に計上したもの以外は貸借対照表の資本の部に記載される ② の部に計上すべきものとする。

(III) 資産につき時価を付するものとした場合、その付した時価の ③ が当該資産の取得原価の総額を超えるときは、時価を付したことにより増加した貸借対照表上の ④ を、配当可能限度から控除しなければならない。中間配当においても同様である。

- (1) 説明文の空欄（①～④）に適切な用語を記入しなさい。
- (2) 下線部分の処理をする理由を、問1の「基準」の考え方と商法の考え方の相違に留意しながら、説明しなさい。なお、解答においては、強調したい用語に下線を引くこと。強調したい用語の数は4つ以内とする。同じ用語を2回以上使用する場合は、その使用箇所のすべてに下線を引きなさい。

解答

[第一問]

1

減価償却の意義は、費用配分の原則に基づいて、有形固定資産の取得原価をその耐用期間における各事業年度に配分することによって、適正な期間損益計算を行うことである。②

2

固定資産に投下された資金（資本）は、減価償却によって貨幣性資産の裏付けのある収益として回収され、流動化する効果をいう。②

3

	償却基準	計 算 方 法 の 特 徴
I	期間 (耐用年数)	定額法、定率法等が期間を基準とする方法である。これらは減価が主として時の経過を原因として発生する場合に適切な方法であり、耐用年数を正しく決定しうることが必要である。
II	利用度	生産高比例法が利用度を基準とする方法である。これは減価が主として固定資産の利用に応じて発生する場合に適切な方法であり、総利用可能量を把握できることが必要である。

各③×2

4

(1)

減耗償却 ①

(2)

相違点	減耗償却は、減耗性資産に適用される方法である。減耗性資産は、採取されるにつれて漸次減耗し涸渇する天然資源であり、その実体が部分的に製品化される。つまり、減価償却は、資産全体の価値的な費消に着目して行われるが、減耗償却は物量的な費消に着目して行われる点が相違する。③
共通点	いずれも有形固定資産の費用化の方法であり、その取得原価を費用配分する手続である点が共通する。また、計算方法としては、減耗償却は減価償却方法の生産高比例法と同様の算式を用いる。②

5

(1)

臨時償却：臨時償却とは、減価償却計画設定にあたって予見することのできなかった新技術の発明等の外的事情により、有形固定資産が機能的に著しく減価した場合に、この事実に対応して臨時に行う減価償却である。③

臨時損失：臨時損失とは、災害、事故等の偶発的の事情によって有形固定資産の実体が滅失した場合に、その滅失部分の取得原価に対応する金額だけ、当該資産の評価額を切下げることをいう。③

(2)

固定資産の減損である。固定資産の減損とは、資産の収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態であり、そのような場合に、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理を減損処理という。③

〔第二問〕

問 1

(1)

①	投資者に対して的確な財務情報を提供すること	②
②	企業の側における取引内容の十分な把握とリスク管理の徹底等	②
③	金融商品に係る我が国の会計基準の国際的調和化	②

(2)

Iの 有価証券	投資者にとっての 有用な情報 は 売買目的有価証券 の 期末時点での時価 に求められ、 売却することについて事業遂行上等の制約 がなく、 評価差額が財務活動の成果 と考えられるためである。②
IIの 有価証券	満期まで保有することによる 約定利息及び元本の受取り を目的としており、 金利による価格変動のリスク を認める必要がなく、 金利相当額 を適切に各期の財務諸表に反映させるためである。②
IIIの 有価証券	他企業への支配又は影響力の行使 を目的として保有するものであり、 事業投資と同じく時価の変動を財務活動の成果 とは捉えないという考え方に基づくためである。②
IVの 有価証券	多様な性格 を有し、保有目的等を識別・細分化する 客観的な基準 を設けることが困難であるため、 基本的な考え方に基つき時価評価 するが、 事業遂行上等の必要性 から直ちに 売買・換金 を行うことには制約を伴う要素もあるため、 資本（純資産）直入 する。②

(3)

旧来、保守主義の観点から 低価法 が認められていた考え方を考慮したためである。②

問 2

(1)

①	流動資産	②	株式等評価差額金	③	総額
④	純資産額	各①×4			

(2)

「基準」においては、投資意思決定に資するため 企業実態開示の観点 から 金融資産 について 時価評価 が求められている。一方、 商法 は 株主と債権者の利害調整 を図り、 債権者保護 をその基本的な思考としている。そのため、 債権担保力の保全 ないし 資本充実 の思考から 配当可能限度 が規定されている。 商法 は 企業実態開示の観点 から 時価評価 を容認したものの、 時価評価 により増加した 貸借対照表上の純資産額 は 不確実な利益 であり、これを 配当可能な金額 に含めたままでは 会社財産 が 不当に流出 してしまうため、 配当可能限度 から 控除 するのである。⑤
